

2009年9月末日

お客様各位

川崎汽船株式会社
自動車船営業グループ
欧州・アフリカチーム

イスラエル向け B/L(マニフェスト)記載事項の御案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、イスラエル税関におきまして、新規則が制定されましたので下記の通りご案内申し上げます。
既にご手配頂いているお客様もいらっしゃるかと存じますが、今一度ご確認頂けます様、
何卒宜しくお願い申し上げます。
今後も引き続き弊社サービスをご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- 適用対象貨物 : イスラエル向け貨物
- マニフェスト記載注意事項:
 - VAT (VALUE ADDED TAX) #の記載
 - Consignee/Notify Party への記載が必要
 - 但し、Consignee が、銀行もしくは、“TO ORDER”の場合は、Notify Party のみの記載で可
 - HS CODE の記載(6桁)

以上